

愛媛県障がい者ボッチャ大会 障害区分表

			区分番号	障害区分・解説 ※ すべて投球時の姿勢を基準とする	競技スタイル	
					立位	座位
肢体 不自由	I	切断 機能障害	1	多肢切断・両下肢完全で立位 【解説】 上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者	◎	
	II	脳原性麻痺 以外で車いす 常用使用	2	第6頸髄まで残存 【解説】 肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		◎
			3	第7頸髄まで残存 【解説】 肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		◎
			4	第8頸髄まで残存 【解説】 肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		◎
			5	多肢切断 【解説】 上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
			III	脳原性麻痺 （脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用 【解説】 脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者
	7	けって移動 【解説】 脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者				◎
	8	片上下肢で車いす常用、または使用 【解説】 脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上半肢と下半肢で車いすを操作する者				◎
	9	その他走不能 【解説】 脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者			◎	
	IV		10	電動車いす常用 【解説】 脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で、日常的に電動車いすを使用している者		◎

※座位とは、車いすおよび椅子に座った競技スタイルをいう。

申込先
愛媛県障がい者スポーツ協会事務局（担当：藤川）
〒790-0843 愛媛県松山市道後町2丁目12-11
TEL：089-924-2101 FAX：089-923-3717
e-mail：syo-supu@ehime-swc.or.jp